

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 29 年 5 月 17 日 (水) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席 部 会 委 員 6 田口^{たぐち} 慶則^{よしのり}・7 椋下^{むくした} 保^{たもつ}・14 宮本^{みやもと} 政春^{まさはる}・15 守山^{もりやま} 孝之^{たかゆき}
16 中谷^{なかたに} 秀也^{ひでや}・17 西森^{にしもり} 偉統^{よしのり}・18 結城^{ゆうき} 晋三^{しんぞう}・20 諸戸^{もろと} 善昭^{よしあき}
22 中野^{なかの} たつ子^こ

以上 9 名

欠 席 部 会 委 員 23 片岡^{かたおか} 眞郁^{まさいく}

出席 部 会 員 外 委 員

議 長 第 2 農 地 部 会 長 諸 戸 善 昭

事 務 局 職 員 藤井事務局長・鈴木事務局長次長・若松主査

総 合 支 所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹
美杉：前山主査

議 事 録 署 名 者 17 西森^{にしもり} 偉統^{よしのり}・22 中野^{なかの} たつ子^こ

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 時効取得による所有権移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 買受適格証明願 (公売) について
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第5回第2農地部会を開会させていただきます。 本日、片岡委員さんは欠席ですので、よろしくお願いいたします。 議事録署名人、指名させていただきます。17番 西森委員、22番 中野委員、よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第6号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。よろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>すみません、座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。 議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から11で、2ページをお願いします。合計件数は11件、合計面積は3万7,118㎡、その内訳は田が3万6,680㎡、畑が438㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 3ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から5で、合計で件数は5件、合計面積は2万3,924.22㎡で、その内訳は田が1万6,680.82㎡、畑が7,243.4㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が山林になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 6ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、駐車場用地の1件で、面積は畑で39㎡でございます。 7ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1、作業所用地、番号2から番号5、いずれも建売分譲住宅用地。 以上、件数は5件、合計面積は4,697㎡、このうち田が1,396㎡、畑が3,301㎡でございます。 8ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 番号1、店舗及び駐車場用地の1件で、面積は田で586㎡でございます。 9ページをお願いいたします。 報告第6号 時効取得による所有権移転についてでございます。 番号1、権利者 _____（株）、申請地は田で1,077㎡、取得年月日は昭和63年8月6日でございます。 番号2、権利者 _____（株）、申請地は畑で493㎡ 外3件、合計面</p>

積1, 334㎡、取得年月日は平成5年11月1日でございます。

番号3、権利者 _____ (株)、申請地は田で1, 289㎡ 外1件、合計面積1, 996㎡、取得年月日は平成元年5月30日でございます。

番号4、権利者 _____ (株)、申請地は畑で39㎡ 外1件、合計面積779㎡、取得年月日は昭和63年11月30日でございます。

以上、件数は4件、合計面積は5, 186㎡、このうち田が3, 813㎡、畑が1, 373㎡でございます。

いずれの案件につきましても、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局の説明願います。お願いします。

事 務 局

10ページ、11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積2万639㎡、渡人 _____、面積1, 983㎡、申請地 戸木町北興 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積161㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 久居、受人 _____、面積1万927㎡、渡人 _____、面積6, 121㎡、申請地 久居井戸山町大口 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1, 149㎡。

これにつきましては、受人は、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 榊原、受人 _____、面積9, 408㎡、渡人 _____、面積719㎡、申請地 榊原町別所 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積151㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 大井、受人 _____、面積8, 303. 61㎡、渡人 _____、面積8, 303. 61㎡、申請地 一志町井関八反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積697㎡ 外3筆、合計面積2, 917㎡。

これにつきましては、親子間での生前部分贈与になります。

番号5、地区 川口、受人 _____、面積4, 293㎡、渡人 _____、面積1, 927㎡、申請地 白山町川口宮ノ後 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 145㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 竹原、受人 _____、渡人 _____、面積7, 129㎡、申請地 美杉町竹原大垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積552

m² 外4筆、合計面積1,905m²。

これにつきましては、受人は、空き家バンクの利用により、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 竹原、受人 _____、渡人 _____、面積8,273m²、申請地 美杉町竹原東垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,661m² 外5筆で、11ページになりますが、合計面積7,514m²。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、新規に営農を開始するものです。

以上、件数は7件、合計面積は1万4,942m²、このうち田が1万3,187m²、畑が1,755m²でございます。いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番、2番。

田口委員 6番、田口です。先日10日の日に地元推進委員、椋下委員、諸戸部会長、事務局職員と私の5名で現地確認してまいりました。事務局の説明どおりでございます。場所は_____から50mぐらい北側です。問題ないかと思えます。

2番の件ですけど、これも10日の日に地元推進委員、椋下委員、諸戸部会長、事務局職員と私の5名で現地確認をしてまいりました。これは介護施設から南へ約100mのところですか。これも事務局説明どおり、何も問題ないと思えますのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。5月10日の日に、部会長、田口委員、それから事務局職員と私で現地確認をさせていただきました。場所は、_____から北へ約50mのところでございます。事務局説明のとおり、何ら問題はないと思えますのでよろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本でございます。10日の日に守山会長、事務局、地元推進委員、立ち会いで見てきています。申請地は山奥で、譲渡人が高齢のため、_____へ生前贈与ということですか。何ら問題はないと思えます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。5月10日の日に西森委員と中谷、それから地元推進委員と白山総合支所の事務局で現地を確認してまいりました。場所は、_____から南へ住宅地の2区画目です。譲渡人は高齢であることから、耕作はほとんど不可能で、同じ在所の_____に譲り渡したいということでお話がありました。あとは、事務局の説明どおり何ら問題はないかと思えますのでよろしく申し上げます。

議 長	ありがとうございます。6番、7番、お願いします。
結城委員	<p>18番、結城です。まず6番ですが、10日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認してまいりました。譲受人は空き家バンクを利用し自宅を購入され、自宅の近くで米作と農業用倉庫を建築したいということで、大変喜ばしいことだと歓迎をしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、7番も10日の日に、地元推進委員と現地確認をいたしました。渡人は農業経営の規模縮小、受人は新規就農をしたいということで、自分の家から通ひ、田畑を耕作しいろいろ楽しみたいということです。これらの田は荒廃しておりますが、すべて畑に造成し、2年間ぐらいの期間内で土をつくり、サツマイモを栽培したいと熱心な方でした。</p>
議 長	ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がありましたが、皆さんからご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題とします。事務局、説明願ひます。お願いします。</p>
事 務 局	<p>12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。</p> <p>番号1、地区 波瀬、申請者 _____、申請地 一志町波瀬大谷_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積614㎡。</p> <p>これにつきましては、昭和30年ごろ植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 八ッ山、申請者 _____、申請地 白山町山田野毘沙門_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積124㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。一体利用地を含むパネル設置面積は147.2㎡、パネルの設置率は、全体面積338㎡の43.6%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は738㎡、このうち田が124㎡、畑が614㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
宮本委員	14番、宮本でございます。これも5月10日の日に守山会長、事務局と現地確認を行いました。地元推進委員からは、既に山林化されておりまして、何ら問題ないということでありました。あとは事務局の説明のとおりでございます。
議 長	ありがとうございます。2番、お願いします。
西森委員	17番、西森です。5月10日に現地立ち合いということで、地元推進委員、中谷委員、西森、事務局で現地立ち合いさせていただきました。現地は、____と県道の間で、以前に隣が農地転用許可を受け、既に太陽光発電をやられているのですが、これの増設ということでした。何ら問題はないと思いますが、既に太陽光が設置されている隣接地の一段低いところで子供が遊ぶ際、柵を使っていたと地主さんから聞きましたので、安全面から柵をきっちり設置して下さいと指導をしました。あとは事務局の説明どおりでよろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。 それでは、続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）議題といたします。事務局、説明願います。お願いします。
事 務 局	13ページ、14ページをお願いします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、受人（株）____ 代表取締役 ____、渡人____、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷____、台帳地目 田、現況地 畑、面積1,021㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。一体利用地を含むパネル設置面積は2,601㎡、全体の敷地面積は3,788㎡でありますことから、パネルの設置率といたしましては68.66%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 栗葉、受人（有）____ 取締役 ____、渡人____、申請地 中村町日向____、台帳地目・現況地目とも畑、面積65

7㎡ 外1筆、合計面積838㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は590.4㎡、パネルの設置率は70.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 森町池田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積978㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を従業員用等の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 榊原、受人 _____、渡人 _____、申請地 榊原町別所 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積52㎡ 外1筆、合計面積568㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 波瀬、受人 _____ (株) 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬宮之馬場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積522㎡ 外1筆、合計面積1,050㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は475.2㎡、パネルの設置率は45.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、受人 _____ (株) 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山中野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積243㎡ 外1筆、合計面積438㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は196.8㎡、パネルの設置率は44.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川合、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町庄村屋戸 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積233㎡ 外1筆、合計面積590㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分譲住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野高岡 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積204㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

14ページをお願いします。

番号9、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口城ノ前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積76㎡ 外2筆、合計面積603㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は356.4㎡、パネルの設置率は59.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 倭、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町佐田大垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積73㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農作業時の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 丹生俣、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町丹生俣祢宜平_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積294㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を別荘の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件で、合計面積は6,657㎡、このうち田が1,610㎡、畑が5,047㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る10日の日の午後、会長、部会長、地元推進委員、事務局ほか4名で確認してまいりました。場所は、_____の交差点から東へ約50mのところ。隣接地では既に太陽光事業を実施していることから別段問題ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、3番、4番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。まず2番でございますが、これも去る5月10日の日に、部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員、私とで現地確認をしてまいりました。場所といたしましては、国道165号沿いの_____より約50m北のところ。事務局説明のとおり何ら問題はないと考えます。

次に3番でございますが、これも10日の日に部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員、私とで現地確認をさせていただきました。場所は、県道_____線沿いにある_____から西へ約100mのところ。事務局説明のとおり何ら問題はないと考えます。

それから4番でございますが、これも同じ日に部会長、田口委員、事務局職員、私と現地確認をしてまいりました。場所は_____より北へ約50mのところでございます。事務局説明のとおり何ら問題はないと思っておりますのでよろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本でございます。5月10日の日、会長、部会長、事務局、それから地元推進委員の立ち会いのもとで現地を確認しました。現場は高低差のあ

る段々になっているような状況でした。地元推進委員からは、排水処理の際、下の耕作者へ配慮するよう指導しておりました。他は問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。6、7、8とお願いします。

守山委員 15番、守山です。まず6番について説明をさせていただきます。場所は、_____から南に約200mのところ、5月10日の日に、宮本委員、私、地元推進委員、事務局2名と現地で説明を受けました。周辺は既に太陽光設備が設置されていることから、事務局の説明どおり何ら問題はないと思います。

次に7番の件ですが、県道沿いにある_____から南に約400mのところに位置し、周辺は介護施設や分譲住宅が建っております。事務局の説明のとおり問題ないと思います。

それから8番は、_____事業所から西へ約300mのところ、周辺は住宅が密集しております。その中にある畑を農業用倉庫にしたいというところで、詳細については事務局の説明どおり問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。9番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。これも5月10日の日に西森委員、中谷、地元推進委員、白山総合支所の事務局職員で確認をしてまいりました。場所は、_____から東へ50mほどのところで、先月部会に申請されていた隣接地になります。事務局の説明どおり何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

続いて、10番も。

議長 はい。

中谷委員 これも同じ日に西森委員、中谷、地元推進委員、白山総合支所の事務局職員、受人も立ち会いをしていただきました。場所は、_____の裏になります。申請地の近くで畑を耕作してみえますが、車をとめる場所がないということで取得したいということでした。何ら問題はないかと思っております。ただ、添付されていた地図が現地と少し違っていましたので、総合支所のほうで確認をしてもらうようお願いをしております。以上です。

議長 ありがとうございます。11番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。10日の日に地元推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。譲受人は既に隣接する建物をお持ちで、今回、遠方であり高齢のため、耕作に苦勞されていた譲渡人より、駐車場として取得するものです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。
事務局	15ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 倭、借人 _____ 協同組合 理事長 _____、貸人 _____、申請地 白山町上ノ村拝垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積579㎡ 外1筆、合計面積1,256㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は478.08㎡、パネル設置率といたしましては、南東にある電柱の影を避けて設置するため38.1%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。
中谷委員	16番、中谷です。5月10日の日に、守山会長、諸戸部会長、事務局3名、西森委員、地元推進委員、白山総合支所事務局職員で確認をいたしました。場所は_____から見て、反対側になります。_____ということで太陽光に転用とはもったいないような土地ではありましたが、貸人の方も労働不足で苦労されていたことから、事務局の説明どおりで何ら問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局

16ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人（株）_____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積964㎡ 外2筆、合計面積2,358㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

申請地は、議案第3号の番号1及び隣接山林と一体利用するもので、パネル設置面積は2,601㎡、全体の敷地面積は3,788㎡で、パネルの設置率といたしましては68.66%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大井、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町井関東山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積350㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は2,708㎡、このうち田は2,259㎡、畑は449㎡でございます。いずれの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。これも10日の日に確認してまいりました。これは事務局の説明どおり第3号議案と同じところでした。地元推進委員、会長、部会長、事務局長外4名で確認してまいりました。別にこれも何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。2番、お願いします。

宮本委員

14番、宮本でございます。使用借人は、実家の隣に_____が家を新築するとのことでした。何ら問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんからのご意見をお伺いしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 買受適格証明願（公売）について議題とします。事務局、説明願います。願います。

事 務 局 17ページをお願いいたします。

議案第6号 買受適格証明願（公売）についてでございます。

番号1、地区 久居、公売対象農地 久居明神町風早_____、台帳地目・現況地目とも田、面積476㎡、願出人 _____。

落札した際には、太陽光発電施設用地とするもので、農地法第5条第1項の許可申請が添付されております。パネル設置面積は218.24㎡、パネル設置率は45.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしており、買受に関する適格証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。願います。

田口委員 田口です。これも先日、5月10日の日に現地確認をしてみました。事務局職員、私、棕下委員、地元推進委員と見てまいりました。場所は、_____から北へ約100mのところ、隣接地には_____というのがあります。別に何ら問題ないと思いますのでよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することと決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。事務局、説明願います。願います。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で1万4,312㎡、畑の賃貸借で4,893㎡、契約件数は7件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で6万9,617.7㎡、畑の使用貸借で1,642㎡、契約件数は52件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万5,702㎡、契約件数は6件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で5,349㎡、畑の使用貸借で214㎡、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて10万4,980.7㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で6,749㎡、合計契約件数は67件、合計面積は11万1,729.7㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区で1件、一志地区21件、白山地区3件、美杉地区1件、合計26件、合計面積は7万3,902㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で39%、面積では66%が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見がありましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案について、ご異議ございませんか。よろしいか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、適正であると認め、市長に進達することにいたします。ありがとうございます。

それでは、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございます。

これをもって、第5回第2農地部会を閉会します。

午後 2 時 4 6 分

上記は、第 5 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 9 年 5 月 1 7 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____